

預金者のみなさまへ

(「盗難通帳・証書等による払戻被害に関する預金取引追加規定」の制定と
「届出事項の変更、通帳(証書)の再発行」の変更について)

紀陽銀行は、平成20年2月19日付全国銀行協会の申し合わせ(「預金等の不正な払戻しへの対応について」)を踏まえ、平成20年7月1日をもって「盗難通帳・証書等による払戻被害に関する預金取引追加規定」(以下「追加規定」といいます。)を制定するとともに、「届出事項の変更、通帳(証書)の再発行」の規定を変更しました。変更された規定は7月1日より適用を開始します。

今後、個人のお客さまが、盗難にあった通帳・証書によりご預金を払い戻される被害にあわれた場合には、追加規定にしたがって、損害額の全部または一部の補てんを当行にご請求いただくことが可能となります。

なお、個人以外のお客さまは追加規定が適用されませんので、ご注意ください。

1. 盗難通帳・証書による払戻被害に関する預金取引追加規定の制定

- (1) 上記の申し合わせを踏まえ個人のお客さまが盗難通帳等による預金の不正な払戻被害にあわれた場合を対象とし、裏面①のとおり追加規定を制定いたしました。
- (2) 追加規定2(2)ならびに2(4)①Aに定める預金者の重大な過失または過失における申合せの「重大な過失または過失となりうる場合」をあわせて裏面②に掲載いたします。

2. 「届出事項の変更、通帳(証書)の再発行」規定の変更

追加規定の制定に合わせ預金規定等の「届出事項の変更、通帳(証書)の再発行」に関する規定を下記のように改定いたします。(預金科目・取引種類により、通帳(証書)がない場合があります。)通帳等を失ったことにより発生した損害の取扱については、各預金規定等の「印鑑照合等」に関する規定および追加規定によることとします。

改定後	改定前
「届出事項の変更、通帳(証書)の再発行」 (1) 通帳(証書)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。 (2) 前記(1)の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。	「届出事項の変更、通帳(証書)の再発行」 (1) 通帳(証書)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
(変更する預金規定等) 普通預金等共通規定 第2条、当座勘定規定(一般当座用) 第15条、当座勘定規定(個人当座用) 第15条、当座勘定規定(専用約束手形) 第13条、納税準備預金規定 第7条、定期預金共通規定 第3条、変動金利定期預金規定 第4条、利息分割型定期預金<スーパー定期預金>規定 第4条、利息分割型定期預金<自由金利型定期>規定 第4条、積立定期預金・定期積金共通規定 第3条、積立型定期預金「たぐえ満期指定型(法人用)」規定 第8条、F&Mプラン「すくすく」取扱規定 第15条、財産形成預金規定 第7条、財形年金預金規定 第11条、財形年金預金規定 第12条、譲渡性預金規定 第5条、外貨普通預金規定 第7条、外貨定期預金規定 第7条、外貨据置定期預金規定 第7条、貸金庫規定 第6条、貸金庫規定(カード式) 第6条、封緘保護預り規定 第5条、紀陽銀行インターネット支店 取引規定 第11条	

ご不明な点がございましたら、窓口へお問い合わせください。

紀陽銀行

① 「盗難通帳・証書による払戻被害に関する預金取引追加規定」

1. (この追加規定の適用について)

この追加規定は、当行と預金契約を締結する個人(以下、「預金者」といいます。)について適用されます。

2. (盗難通帳・証書による払戻し等)

(1) 盗難にあった通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し(以下、「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、該当の預金規定にかかわらず、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前記の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下、この追加規定において「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前記2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、通帳・証書が盗難にあった日(通帳・証書が盗難にあった日が明らかでないときは、盗難にあった通帳・証書を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ② 通帳・証書の盗難が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることができません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当行が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗難にあった通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

3. (本人確認書類の追加提示)

当行は、預金の払戻しの際に、各預金規定の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

以 上

② 「重大な過失または過失となりうる場合」

1. 預金者の重大な過失となりうる場合

預金者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおり。

- (1) 預金者が他人に通帳を渡した場合
- (2) 預金者が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
- (3) その他預金者に(1) および(2) の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

※上記(1) および(2) については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

2. 預金者の過失となりうる場合

預金者の過失となりうる場合の事例は、以下のとおり。

- (1) 通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
- (2) 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合
- (3) 印章を通帳とともに保管していた場合
- (4) その他本人に(1) から(3) の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以 上